

宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）の一部を改正する要綱
 宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）（平成25年2月28日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）交付要綱</p> <p>（趣 旨）</p> <p>第1 県は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年4月1日付け30食産第5395号農林水産省食料産業局長、30生産第2220号農林水産省生産局長、30政統第2193号農林水産省政策統括官通知）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（平成31年4月1日付け30食産第5394号農林水産省食料産業局長、30生産第2219号農林水産省生産局長、30政統第2192号農林水産省政策統括官通知）<u>国産農畜産物供給力強靱化対策実施要領（令和2年4月30日付け2生産第290号農林水産省生産局長、2政統第301号農林水産省政策統括官通知。以下「国供給力強靱化実施要領」という。）</u>に基づき、事業実施主体が行う強い農業・担い手づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）による対策事業に要する経費について、間接補助事業者等にあつては当該間接補助事業者等の主たる所在地の市町村に、それ以外の事業実施主体にあつては当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付対象等）</p> <p>第2 国実施要綱に係る取組の交付対象は、国実施要綱の別表1のI産地基幹施設等支援タイプに掲げるとおりとし、<u>国供給力強靱化実施要領に係る取組の交付対象は、国被災産地実施要領の第2、第4、別紙に定めるものとする。</u>また、交付率又は交付額は、別表のとおりとする。</p> <p>第3～第16 [略]</p>	<p style="text-align: center;">宮城県強い農業・担い手づくり総合支援交付金（整備事業）交付要綱</p> <p>（趣 旨）</p> <p>第1 県は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年4月1日付け30食産第5395号農林水産省食料産業局長、30生産第2220号農林水産省生産局長、30政統第2193号農林水産省政策統括官通知）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（平成31年4月1日付け30食産第5394号農林水産省食料産業局長、30生産第2219号農林水産省生産局長、30政統第2192号農林水産省政策統括官通知）<u>及び令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）及び台風第19号等被災産地施設整備等対策実施要領（令和元年11月19日付け元食産第3029号農林水産省食料産業局長、元生産第1160号農林水産省生産局長、元政統第1152号農林水産省政策統括官通知。以下「国被災産地実施要領」という。）</u>に基づき、事業実施主体が行う強い農業・担い手づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）による対策事業に要する経費について、間接補助事業者等にあつては当該間接補助事業者等の主たる所在地の市町村に、それ以外の事業実施主体にあつては当該事業実施主体に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付対象等）</p> <p>第2 国実施要綱に係る取組の交付対象は、国実施要綱の別表1のI産地基幹施設等支援タイプに掲げるとおりとし、<u>国被災産地実施要領に係る取組の交付対象は、国被災産地実施要領の第2、第4、別紙1及び2に定めるものとする。</u>また、交付率又は交付額は、別表のとおりとする。</p> <p>第3～第16 [略]</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月 日から施行し、令和2年度に係る交付金に適用する。
- 2 令和元年度（平成31年度）までに実施した事業（令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）及び台風第19号等被災産地施設整備等対策実施要領（令和元年11月19日付け元食産第3029号農林水産省食料産業局長、元生産第1160号農林水産省生産局長、元政統第1152号農林水産省政策統括官通知。）に係る取組を含む。）については、なお従前の例によることとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。